

令和4年第4回（9月）都城市議会定例会 付議事件一覧

令和4年9月2日現在

●市長提出議案案件

議案案件 38件（条例＝6件、補正予算＝8件、決算認定＝13件、単行＝9件、承認＝2件）

諮問案件 3件（人権擁護委員候補者3名）

◎ 以下の表の右欄「ページ」に「※」を付したものの本文は、議会事務局で閲覧できます。

○ 条例議案 6件

頁

議案第109号	都城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
1	国家公務員に係る育児休業の取得回数制限の緩和に関する措置、非常勤職員の育児休業の取得条件の柔軟化等に関する措置等が示されたことを受け、本市においても同様の要件及び環境の整備をするため、所要の改正を行うもの	1
議案第110号	都城市都城歴史資料館条例等の一部を改正する条例の制定について	
2	都城歴史資料館、高城郷土資料館、都城島津邸及び山之口麓文弥節人形浄瑠璃資料館の4施設において、恒常的に入館料等の減免を行っているものについて、減免手続の適正化を図るため、所要の改正を行うもの	13
議案第111号	都城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	
3	長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正により、長期優良住宅認定制度について、建築行為を伴わない既存住宅の認定制度が創設されることに伴い、手数料を新たに規定する等のため、所要の改正を行うもの	25
議案第112号	都城市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	
4	花木第3団地及び花木第4団地での集約建替事業に伴い、所要の改正を行うもの	47
議案第113号	都城市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	
5	令和9年開催の国民スポーツ大会・障害者スポーツ大会に向けて整備を行っている山之口運動公園において、順次整備されていく諸施設の管理について、公園全体の供用開始前に、指定管理者による管理を行えるようにする等のため、所要の改正を行うもの	53
議案第114号	都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
6	令和6年のリニューアルに向けて整備を行っている関之尾公園等について、施設の閉鎖及び解体等に伴い、所要の改正を行うもの	59

○ 補正予算議案 8件

頁

7	議案第115号	令和4年度都城市一般会計補正予算(第5号)	※
8	議案第116号	令和4年度都城市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	※
9	議案第117号	令和4年度都城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	※
10	議案第118号	令和4年度都城市介護保険特別会計補正予算(第2号)	※
11	議案第119号	令和4年度都城市電気事業特別会計補正予算(第2号)	※
12	議案第120号	令和4年度都城市水道事業会計補正予算(第2号)	※
13	議案第121号	令和4年度都城市簡易水道事業会計補正予算(第2号)	※
14	議案第122号	令和4年度都城市公共下水道事業会計補正予算(第2号)	※

○ 決算認定議案 13件

頁

15	議案第123号	令和3年度都城市一般会計歳入歳出決算の認定について	69
16	議案第124号	令和3年度都城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	71
17	議案第125号	令和3年度都城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	73
18	議案第126号	令和3年度都城市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	75
19	議案第127号	令和3年度都城市整備墓地特別会計歳入歳出決算の認定について	77
20	議案第128号	令和3年度都城市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	79
21	議案第129号	令和3年度都城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	81
22	議案第130号	令和3年度都城市電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について	83
23	議案第131号	令和3年度都城市水道事業会計決算の認定について	85
24	議案第132号	令和3年度都城市簡易水道事業会計決算の認定について	87
25	議案第133号	令和3年度都城市御池簡易水道事業会計決算の認定について	89
26	議案第134号	令和3年度都城市公共下水道事業会計決算の認定について	91
27	議案第135号	令和3年度都城市農業集落排水事業会計決算の認定について	93

	議案第136号	工事請負契約の締結について	
28	防衛施設周辺民生安定施設整備事業 五十市地区体育館耐震補強・大規模改修(建築主体)工事について、先般行った一般競争入札の結果、稲元・上村 特定建設工事共同企業体が、1億6千225万円(税込み)で落札したので、同企業体との契約の締結について議会の議決を求めるもの		95
	議案第137号	工事請負契約の締結について	
29	乙房小学校舎新增改築(建築主体)工事について、先般行った一般競争入札の結果、日興・内柙保・永倉 特定建設工事共同企業体が、6億6千748万円(税込み)で落札したので、同企業体との契約の締結について議会の議決を求めるもの		99
	議案第138号	議決事項の変更について	
30	令和2年12月16日に議決された議案第149号「工事請負契約の締結について」に関して、契約の金額を議案のとおり変更するため、議会の議決を求めるもの		103
	議案第139号	権利の放棄について	
31	本市を受遺者とする遺言により生じた土地3筆の遺贈を受ける権利を放棄することについて、議会の議決を求めるもの		109
	議案第140号	令和3年度都城市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	
32	令和3年度都城市水道事業会計未処分利益剰余金4億3千198万8千711円のうち2億2千903万9千989円を組入資本金に加え、2億294万8千82円を減債積立金に積み立てることについて、議会の議決を求めるもの		115
	議案第141号	令和3年度都城市御池簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	
33	令和3年度都城市御池簡易水道事業会計未処分利益剰余金350万6千748円の全額を組入資本金に加えることについて、議会の議決を求めるもの		117
	議案第142号	令和3年度都城市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について	
34	令和3年度都城市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金711万8千998円の全額を組入資本金に加えることについて、議会の議決を求めるもの		119
	議案第143号	都市公園を設置すべき区域の決定について	
35	山之口運動公園の整備に当たり、公園予定区域を設定することについて、議会の議決を求めるもの		121
	議案第144号	都城市過疎地域持続的発展計画の改定について	
36	令和2年国勢調査の結果を受け、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第3条の規定に基づき、山之口地区及び山田地区が過疎地域とみなされたことに伴い、都城市過疎地域持続的発展計画を改定することについて、議会の議決を求めるもの		125

○ 承認議案 2件

37	議案第145号	専決処分した事件の報告及び承認について (和解の成立及び賠償金額の決定について)	※
38	議案第146号	専決処分した事件の報告及び承認について (和解の成立及び賠償金額の決定について)	※

○ 諮問案件 3件

頁

39 - 41	諮問第7号－ 諮問第9号	人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	※
---------------	-----------------	--------------------------------	---

令和4年第4回都城市議会定例会（9月）

（議案第109号～第146号、諮問第7号～第9号）

議案第109号

都城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

都城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定
する。

令和4年9月2日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の 一部を改正する条例（平成18年条例第43号）の一部を次のように改正する。
 都城市職員の育児休業等に関する条例（平成18年条例第43号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の2の3の規定に該当する場合にあつては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後の任期）が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ 第2条の2の2第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の2の3の規定に該当する場合にあつては当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後の任期）が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ 次のいずれかに該当する非常勤職員</p>

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の2の2第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの。

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、または当該任期の満了後引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)
第2条の2の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) (略)
- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子

立 その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)
第2条の2の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) (略)
- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子

を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間が1歳2か月に達する日（当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかつた日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合）は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしていない非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるもの）は、当該任期の末日又は当該引き続き採用される日（育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合）であつて、次に掲げる場合のいずれに

を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下「地方等育児休業」という。）をしていない場合において、当該非常勤職員が、当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該子が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するとき又は及びウに掲げる場合に該当する場合、条例に定める特別の事情がある場合）は、当該子の1歳6か月に到達日

場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の2の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) (略)
- (2) (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)

第2条の3 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、71日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の2の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、条例で定める特別の事情がある場合にあつては第3号に掲げる場合に該当する場合)とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

- (2) (略)
- (3) (略)

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) (略)

(5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(6) (略)

(7) (略)

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができるとする特別の事情)
第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) (略)

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

(育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、71日間とする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができるとする特別の事情)
第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) (略)

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間

<p>勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>児童休業等計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>(7) (略)</p>	<p>勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>児童短時間勤務計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。)</p> <p>(7) (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の都城市職員の育児休業等に関する条例第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部 職員課】

条例名	都城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行日	令和 4 年 10 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	<p>国家公務員に係る育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大、非常勤職員の育児休業取得の柔軟化等に関する措置等が示されたことを受け、本市においても同様の要件及び環境の整備をするため、所要の改正を行うもの。</p>		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>(1) 非常勤職員の子の出生後 10 週間以内の育児休業の取得要件の緩和 (第 2 条第 3 号ア (ア))</p> <p>(2) 非常勤職員の子の 1 歳以降の時期における育児休業の取得の柔軟化 (第 2 条第 3 号イ)</p> <p>(3) 非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子の 1 歳 6 か月到達日とする要件について、夫婦交代での取得や特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備 (第 2 条の 2 の 2 (3))</p> <p>(4) 非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が 2 歳到達日とする要件について、夫婦交代での取得や特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備 (第 2 条の 2 の 3)</p> <p>(5) 育休法に基づき条例で定める期間は 71 日 (第 3 条の 2)</p> <p>(6) 再度の育児休業取得に係る「条例で定める特別の事情」に関し、育児休業等計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定を削除 (現行：第 3 条第 5 号)</p> <p>(7) 再度の育児休業取得に係る「条例で定める特別の事情」に関し、任期を定めて採用された職員について、任期の更新等があった場合の規定を整備 (第 3 条第 7 号)</p>		
関係する法令及びその条項	<p>育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 (平成 3 年法律第 76 号)</p> <p>国家公務員の育児休業等に関する法律 (平成 3 年法律第 109 号)</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成 3 年法律第 110 号)</p>		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考	なし		

議案第110号

都城市都城歴史資料館条例等の一部を改正する条例の制定について

都城市都城歴史資料館条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年9月2日提出

都城市長 池田 宜永

都城市都城歴史資料館条例等の一部を改正する条例

(都城市都城歴史資料館条例の一部改正)

第1条 都城市都城歴史資料館条例(平成18年条例第278号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(入館料の減免)</p> <p>第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、<u>入館料を減額し、又は免除することができる。</u></p>	<p>(入館料の減免)</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、<u>入館料を徴収しない。</u></p> <p>(1) <u>土曜日に小学生、中学生及び高校生(高等専門学校及びこれに準ずるものに在学する者を含む。以下同じ。)が入館するとき。</u></p> <p>(2) <u>県等が「家庭の日」として定める毎月第3日曜日に小学校就学前子ども(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。)、小学生、中学生又は高校生及びその者に同伴する家族が入館するとき。</u></p> <p>(3) <u>国民の祝日に関する法律第2条に定めるこどもの日に小学生、中学生及び高校生が入館するとき。</u></p> <p>(4) <u>国民の祝日に関する法律第2条に定める文化の日に入館するとき。</u></p> <p>(5) <u>心身障害者が療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳(以下この号において「手帳等」という。)若しくは手帳等の記載内容を登録したスマートフォン(自動データ処理機械の機能(例えば、複数のアプリケーション(サードパーティ製のものを含む。)のダウンロード及び作動の同時実行)を果たすように設計されたモバイルオペレーティングシステムを搭載した携帯回線網用の電話(デジタルカメラ、ナビゲーションシステムその他の機能を備えているかいかを問</u></p>

<p>わない。)をいう。)等のアプリケーション(教育委員会が認めるものに限る。)により当該手帳等が表示された画面を提示したとき及び当該心身障害者の介護者が入館するとき。</p> <p>(6) 国又は地方公共団体の職員が施設の状況調査又は研究のため入館するとき。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 社会福祉施設(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第2号若しくは第3号又は第3項第2号、第2号の2若しくは第4号に規定する事業に係る施設をいう。)に入所している者及びその引率者が入館するとき。</p> <p>(2) 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。)に在学する者及びその引率者が学校教育活動として入館するとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。</p> <p>別表(第7条関係)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>備考 「高校生」とは、高等学校(高等専門学校を含む。)又はこれに準ずるものに在学する者をいう。</p> <p>(都城市高城郷土資料館条例の一部改正)</p> <p>第2条 都城市高城郷土資料館条例(平成18年条例第279号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>
<p>(入館料の減免)</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、入館料を徴収しない。</p>	<p>改正前</p> <p>(入館料の減免)</p> <p>第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、入館料を減額し、又は免除することができる。</p>
<p>改正後</p>	<p>改正後</p>

- (1) 土曜日に小学生、中学生及び高校生（高等専門学校及びこれに準ずるものに在学する者を含む。以下同じ。）が入館するとき。
- (2) 県等が「家庭の日」として定める毎月第3日曜日に小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。）、小学生、中学生又は高校生及びその者に同伴する家族が入館するとき。
- (3) 国民の祝日に関する法律第2条に定めるこどもの日に小学生、中学生及び高校生が入館するとき。
- (4) 国民の祝日に関する法律第2条に定める文化の日に入館するとき。
- (5) 心身障害者が療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳（以下この号において「手帳等」という。）若しくは手帳等の記載内容を登載したスマートフォン（自動データ処理機能の機能（例えば、複数のアプリケーション（サードパーティー製のものを含む。）のダウンロード及び作動の同時実行）を果たすように設計されたモバイルオペレーティングシステムを搭載した携帯回線網用の電話（デジタルカメラ、ナビシステムその他の機能を備えているかいないかを問わない。）をいう。）等のアプリケーション（教育委員会が認めるものに限る。）により当該手帳等が表示された画面を提示したとき及び当該心身障害者の介護者が入館するとき。
- (6) 国又は地方公共団体の職員が施設の状態調査又は研究のため入館するとき。
2. 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館料を減額し、又は免除することができる。
- (1) 社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第2号若しくは第3号又は第3項第2号、第2号の

<p>別表（第7条関係）</p> <p>（略）</p> <p>備考 「高校生」とは、高等学校（高等専門学校を含む。）又はこれに準ずるものに在学する者をいう。</p> <p>（都城市都城島津邸条例の一部改正）</p> <p>第3条 都城市都城島津邸条例（平成21年条例第56号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	<p>2若しくは第4号に規定する事業に係る施設をいう。）に入通所している者及びその引率者が入館するとき。</p> <p>（2） 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）に在学する者及びその引率者が学校教育活動として入館するとき。</p> <p>（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。</p> <p>別表（第7条関係）</p> <p>（略）</p>
<p>改正前</p> <p>（観覧料の減免）</p> <p>第11条 市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>改正後</p> <p>（観覧料の減免）</p> <p>第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、観覧料を徴収しない。</p> <p>（1） 土曜日に小学生、中学生及び高校生（高等専門学校及びこれに準ずるものに在学する者を含む。以下同じ。）が入館するとき。</p> <p>（2） 県等が「家庭の日」として定める毎月第3日曜日に小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。）、小学生、中学生又は高校生及びその者に同伴する家族が入館するとき。</p> <p>（3） 国民の祝日に関する法律第2条に定めることものに小</p>

学生、中学生及び高校生が入館するとき。

(4) 国民の祝日に関する法律第2条に定める文化の日に入館するとき。

(5) 心身障害者が療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳（以下この号において「手帳等」という。）若しくは手帳等の記載内容を登載したスマートフォン（自動データ処理機械の機能（例えば、複数のアプリケーション（サーブドパーティ製のものを含む。）のダウンロード及び作動の同時実行）を果たすように設計されたモバイルオペレーティングシステムを搭載した携帯回線網用の電話（デジタルカメラ、ナビシステムその他の機能を備えているかいないかを問わない。）をいう。）等のアプリケーション（教育委員会が認めるものに限る。）により当該手帳等が表示された画面を提示したとき及び当該心身障害者の介護者が入館するとき。

(6) 国又は地方公共団体の職員が施設の状況調査又は研究のため入館するとき。

2. 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、観覧料を減額し、又は免除することができる。

(1) 社会福祉施設（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第2号若しくは第3号又は第3項第2号、第2号の2若しくは第4号に規定する事業に係る施設をいう。）に入通所している者及びその引率者が入館するとき。

(2) 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）に在学する者及びその引率者が学校教育活動として入館するとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

別表（第8条関係）

（略）

別表（第8条関係）

（略）

<p>備考 「高校生・大学生」とは、<u>大学、短期大学、高等専門学校、高等学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校に在学する学生若しくは生徒又はこれらに準ずるものに在学する者をいう。</u></p> <p>(都城市山之口麓文弥節人形浄瑠璃資料館条例の一部改正)</p> <p>第4条 都城市山之口麓文弥節人形浄瑠璃資料館条例（平成27年条例第6号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	<p>備考 「大学生」とは、<u>大学、短期大学、専修学校若しくは各種学校又はこれらに準ずるものに在学する者をいう。</u></p>
<p style="text-align: center;">改正前</p> <p>(入館料の減免)</p> <p>第8条 市長は、特別の理由がある<u>と認めるときは、入館料を減額し、又は免除することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">改正後</p> <p>(入館料の減免)</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、<u>入館料を徴収しない。</u></p> <p>(1) <u>土曜日に小学生、中学生及び高校生（高等専門学校及びこれに準ずるものに在学する者を含む。以下同じ。）が入館するとき。</u></p> <p>(2) <u>県等が「家庭の日」として定める毎月第3日曜日に小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。）、小学生、中学生又は高校生及びその者に同伴する家族が入館するとき。</u></p> <p>(3) <u>国民の祝日に関する法律第2条に定めるこどもの日に小学生、中学生及び高校生が入館するとき。</u></p> <p>(4) <u>国民の祝日に関する法律第2条に定める文化の日に入館するとき。</u></p> <p>(5) <u>心身障害者が療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳（以下この号において「手帳等」という。）若しくは手帳等の記載内容を登載したスマートフォン（自動データ処理機能（例えば、複数のアプリケーション（サードパーティー製のものを含む。）のダウンロード及び作動の</u></p>

同時実行)を果たすように設計されたモバイルオペレーティングシステムを搭載した携帯回線網用の電話(デジタルカメラ、ナビシステムその他の機能を備えているかいないかを問わない。)をいう。)等のアプリケーション(教育委員会が認めるものに限る。)により当該手帳等が表示された画面を提示したとき及び当該心身障害者の介護者が入館するとき。

(6) 国又は地方公共団体の職員が施設の状況調査又は研究のため入館するとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館料を減額し、又は免除することができる。

(1) 社会福祉施設(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第2号若しくは第3号又は第3項第2号、第2号の2若しくは第4号に規定する事業に係る施設をいう。)に入所している者及びその引率者が入館するとき。

(2) 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。)に在学する者及びその引率者が学校教育活動として入館するとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

別表(第7条関係)

(略)

別表(第7条関係)

(略)

備考 「高校生」とは、高等学校(高等専門学校を含む。)又はこれに準ずるものに在学する者をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 110 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：教育委員会 文化財課】

条例名	都城市都城歴史資料館条例等の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行日	公布の日	制定年月	平成 18 年 1 月等
制定改廃の目的・背景	<p>都城歴史資料館、高城郷土資料館、都城島津邸及び山之口麓文弥節人形浄瑠璃資料館の 4 施設において、現在、恒常的に減免を行っているものについて、条例中に具体的に位置づけるとともに、入館（観覧）料の減免と不徴収との別、及び減免対象者の範囲を整理することにより、減免手続の適正化を図るため、所要の改正を行うもの。</p>		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>(1) 4 施設の設置条例に係る現行の施行規則中、入館（減免）料の減免に関する規定について、入館（観覧）料の減免と不徴収との別を整理（心身障害者及び公用調査の場合については新たに不徴収と整理）し、それぞれの対象者を精査（社会福祉施設、学校等）した上で、恒常的に減免を行っている案件について新たに加える（土曜日、家庭の日、こどもの日、文化の日における入館）かたちで、条例中に入館（観覧）料の減免に関する規定を改正。</p> <p>(2) 高校生の範囲についての規定について、別表の備考から条例本文中へ移動。</p> <p>(3) その他字句の修正</p>		
関係する法令及びその条項	なし		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考	なし		

議案第111号

都城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

都城市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年9月2日提出

都城市長 池田 宜永

都城市手数料条例の一部を改正する条例

都城市手数料条例（平成18年条例第101号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後					
別表第1（第2条関係）						別表第1（第2条関係）					
種類	区分	単位	金額	備考		種類	区分	単位	金額	備考	
(略)						(略)					
28 仮設建築物許可申請手数料（建築基準法第585条第5項の規定に係るもの）	(略)	(略)	(略)			28 仮設建築物許可申請手数料（建築基準法第685条第6項の規定に係るもの）	(略)	(略)	(略)		
29 仮設建築物許可申請手数料（建築基準法第685条第6項の規定に係るもの）	(略)	(略)	(略)			29 仮設建築物許可申請手数料（建築基準法第785条第7項の規定に係るもの）	(略)	(略)	(略)		
(略)						(略)					
47 (略)						47 (略)					
						48 長期優	長期	確認書若しく	建築物ア	1戸のと	

良住宅維持計画認定申請手数料	優良住宅の普及の促進に関する法律第5条に掲げる申請に対する審査	は住宅性能評価書又はこれらの写しのある場合	1棟の認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数	イ 1戸を超え5戸以下のとき。 ウ 5戸を超え10戸以下のとき。 エ 10戸を超え25戸以下のとき。 オ 25戸を超え50戸以下のとき。 カ 50戸を超え100戸以下のとき。 キ 100戸を超え200戸以下のとき。 ク 200戸を超え300戸以下のとき。
----------------	---------------------------------	-----------------------	-----------------------------------	---

			461,000円 ケ 300戸を超えるとき。 523,000円
確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの提出がない場合	建築物 1棟の 認定申請に係る住宅 がその 全部又 は一部 をなす 建築物 の住宅 の戸数	ア 1戸のとき。 71,000円 イ 1戸を超え5戸以下のとき。 166,000円 ウ 5戸を超え10戸以下のとき。 264,000円 エ 10戸を超え25戸以下のとき。 522,000円 オ 25戸を超え50戸以下のとき。 936,000円 カ 50戸を超え100戸以下のとき。 1,611,000円 キ 100戸を超え200戸以下	

<p>49 長期優良住宅維持計画変更申請手数料</p>	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条に掲げる申請に対する審査</p>	<p>基本額</p>	<p>建築物1棟の認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数</p>	<p>ア 1戸のとき。9,000円 イ 1戸を超え5戸以下のとき。17,000円 ウ 5戸を超え10戸以下のとき。31,000円 エ 10戸を超え25戸以下のとき。44,000円 オ 25戸を超え50戸以下のとき。82,000円 カ 50戸を超え</p>	<p>のとき。 2,982,000円 ク 200戸を超え300戸以下のとき。 4,266,000円 ケ 300戸を超えるとき。 5,230,000円</p>
-----------------------------	--	------------	---	--	---

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に係る変更がある場合（変更に係る確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの提出がある場合を除く。）			え100戸以下のとき。 142,000円 キ 100戸を超え200戸以下のとき。 233,000円 ク 200戸を超え300戸以下のとき。 287,000円 ケ 300戸を超えるとき。 306,000円
	建築物1棟の認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数	ア 1戸のとき。52,000円 イ 1戸を超え5戸以下のとき。 133,000円 ウ 5戸を超え10戸以下のとき。 211,000円 エ 10戸を超え25戸以下のとき。 434,000円	

<u>の申請に対する審査の加算額</u>	<u>オ</u> 25戸を超え50戸以下のとき。 <u>カ</u> 50戸を超え100戸以下のとき。 <u>キ</u> 100戸を超え200戸以下のとき。 <u>ク</u> 200戸を超え300戸以下のとき。 <u>ケ</u> 300戸を超えるとき。 <u>4,707,000円</u>
<u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第2号又は第7号に掲げる基準に係る変更がある場合の申請に対する</u>	<u>建築物1棟の認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす</u> <u>ア</u> 1戸のとき。9,000円 <u>イ</u> 1戸を超え5戸以下のとき。 <u>14,000円</u> <u>ウ</u> 5戸を超え10戸以下のとき。

<p>る審査の加算額</p>	<p>建築物の住宅の戸数</p>	<p>エ 22,000円 <u>10戸を超え25戸以下</u> <u>のとき。</u> 43,000円 オ <u>25戸を超え50戸以下</u> <u>のとき。</u> 57,000円 カ <u>50戸を超え100戸以下</u> <u>のとき。</u> 72,000円 キ <u>100戸を超え200戸以下</u> <u>のとき。</u> 129,000円 ク <u>200戸を超え300戸以下</u> <u>のとき。</u> 172,000円 ケ <u>300戸を超えるとき。</u> 215,000円</p>	<p>6,000円</p>
<p>50 長期優良住宅の普及 良住宅の促進に関する法律 持保全計第10条第1項に掲げ 面の認定</p>	<p>申請に係る住宅1件につき</p>	<p>長期優良住宅の普及 良住宅の促進に関する法律 持保全計第10条第1項に掲げ 面の認定</p>	<p>6,000円</p>

	を受けた者の地位の承認申請手数料	合の申請に対する審査		
48	(略)			
49	(略)			
50	(略)			
51	(略)			
52	(略)			
53	変更後の建築物 エネルギー消費性能 適合性 適合性 判定手数料	(略)	(略)	(略)
54	変更後の建築物 エネルギー消費性能 適合性 適合性 判定手数料	(略)	(略)	(略)
55	変更後の建築物 エネルギー消費性能 適合性 適合性 判定手数料	(略)	(略)	(略)
56	変更後の建築物 エネルギー消費性能 適合性 適合性 判定手数料	(略)	(略)	当該増加に係る適合義務対象部分の床面積の合計に応じて、次に掲げる金額 (1) (略) (2) 当該床面積の合計が300平方メートル以上の場合当該床面積の合計の区分に応じ55の項に掲げる金額と同額の金額

(略)	当該増加に係る適合義務対象部分の床面積の合計に応じて、次に掲げる金額 (1) (略) (2) 当該床面積の合計が300平方メートル以上の場合当該床面積の合計の区分に応じ55の項に掲げる金額と同一の金額
(略)	当初判定部分の床面積の合計の区分に応じ、55の項に掲げる金額の2分の1に相当する金額
(略)	当初判定部分の床面積の合計の区分に応

(略)	当該増加に係る適合義務対象部分の床面積の合計に応じて、次に掲げる金額 (1) (略) (2) 当該床面積の合計が300平方メートル以上の場合当該床面積の合計の区分に応じ52の項に掲げる金額と同一の金額
(略)	当初判定部分の床面積の合計の区分に応じ、52の項に掲げる金額の2分の1に相当する金額
(略)	当初判定部分の床面積の合計の区分に応

54 建築物 エネルギー 消費性 能確保計 画の軽微 変更該当 証明書交 付手数料	(略)	(略)	(略)	57 建築物 エネルギー 消費性 能確保計 画の軽微 変更該当 証明書交 付手数料	(略)	(略)	(略)	じ、55の項に 掲げる金額の 2分の1に相 当する金額	(略)
54 建築物 エネルギー 消費性 能確保計 画の軽微 変更該当 証明書交 付手数料	(略)	(略)	(略)	57 建築物 エネルギー 消費性 能確保計 画の軽微 変更該当 証明書交 付手数料	(略)	(略)	(略)	じ、55の項に 掲げる金額の 2分の1に相 当する金額	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	当該増加に係 る適合義務対 象部分の床面 積の合計に応 じて、次に掲 げる金額	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	当該増加に係 る適合義務対 象部分の床面 積の合計に応 じて、次に掲 げる金額	(略)

		<p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該床面積の合計が300平方メートル以上の場合、該床面積の合計の区分に応じ52の項に掲げる金額と同一の金額</p>	
	(略)	<p>当初判定部分の床面積の合計の区分に応じ、52の項に掲げる金額の2分の1に相当する金額</p>	(略)
	(略)	<p>当初判定部分の床面積の合計の区分に応じ、52の項に掲げる金額の2分の1に相当する金額</p>	(略)
		<p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該床面積の合計が300平方メートル以上の場合、該床面積の合計の区分に応じ55の項に掲げる金額と同一の金額</p>	
	(略)	<p>当初判定部分の床面積の合計の区分に応じ、55の項に掲げる金額の2分の1に相当する金額</p>	(略)
	(略)	<p>当初判定部分の床面積の合計の区分に応じ、55の項に掲げる金額の2分の1に相当する金額</p>	(略)

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議案第 111 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：土木部 建築対策課】

条例名	都城市手数料条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行日	令和 4 年 10 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の 目的・背景	<p>住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行を受け、長期優良住宅認定制度について、建築行為を伴わない既存住宅の認定制度が創設されることに伴い、手数料を新たに規定する等のため、所要の改正を行うもの。</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律の施行を受け、建築基準法の一部が改正されたことに伴い生じた条項ずれを解消するため、所要の改正を行うもの。</p>		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	<p>(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条に第 6 項及び第 7 項が新設されたことによる規定の追加（別表第 1 中第 48 項から第 50 項まで）並びにこれに伴う項番号及び項ずれの修正。</p> <p>(2) 建築基準法の一部改正に伴う条項ずれの修正（別表第 1 中第 28 項、第 29 項）</p>		
関係する法令 及びその条項	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号） 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号） 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）</p>		
制定改廃を要する 関係条例等	なし		
備考	なし		

都使審第1号
令和4年7月7日

都城市長 池田 宜永 様

都城市使用料等審議会
会長 西川 英男

使用料等の額の制定について（答申）

令和4年6月27日付け都財第177号で諮問のありました標記の件について、
下記のとおり答申いたします。

記

- 1 都城市都市公園条例の一部改正について
審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、
[別表1]のとおり制定することが適当である。
- 2 都城市手数料条例の一部改正について
審議に当り、制定の理由、経緯、制定の内容、算定の根拠等を聴取した結果、
[別表2]のとおり制定することが適当である。

審議会委員

会長 西川 英男
委員 蓑原 行満
上原 誠史
横山 幸子
福留 浪子
長友 佳奈美

[別表 1]

○都城市都市公園条例

別表第 1 (第 7 条、第 21 条関係)

1 都城運動公園の運動施設を利用する場合

(4) 設備器具

区分		単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
管理棟	シャワー室	1 人 1 回	100 円	基礎額と当該金額に消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

[別表 2]

○都城市手数料条例

別表第 1 (第 2 条関係)

種類	区分	単位	金額	備考
48 長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条に掲げる申請に対する審査	確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの提出がある場合	建築物 1 棟 ア 1 戸のとき。19,000 円 イ 1 戸を超え 5 戸以下のとき。33,000 円 ウ 5 戸を超え 10 戸以下のとき。53,000 円 エ 10 戸を超え 25 戸以下のとき。88,000 円 オ 25 戸を超え 50 戸以下のとき。141,000 円 カ 50 戸を超え 100 戸以下のとき。215,000 円 キ 100 戸を超え 200 戸以下のとき。364,000 円 ク 200 戸を超え 300 戸以下のとき。 461,000 円 ケ 300 戸を超えるとき。 523,000 円	
	確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの提出がない場合	建築物 1 棟 ア 1 戸のとき。71,000 円 イ 1 戸を超え 5 戸以下のとき。166,000 円 ウ 5 戸を超え 10 戸以下のとき。264,000 円 エ 10 戸を超え 25 戸以下のとき。522,000 円 オ 25 戸を超え 50 戸以下のとき。936,000 円 カ 50 戸を超え 100 戸以下のとき。1,611,000 円 キ 100 戸を超え 200 戸以下のとき。2,982,000 円 ク 200 戸を超え 300 戸以下のとき。4,266,000 円		

				ケ 300 戸を超えるとき。 5,230,000 円
49 長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8 条に掲げる申請に対する審査	基本額	建築物 1 棟の認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数	ア 1 戸のとき。9,000 円 イ 1 戸を超え 5 戸以下のとき。17,000 円 ウ 5 戸を超え 10 戸以下のとき。31,000 円 エ 10 戸を超え 25 戸以下のとき。44,000 円 オ 25 戸を超え 50 戸以下のとき。82,000 円 カ 50 戸を超え 100 戸以下のとき。142,000 円 キ 100 戸を超え 200 戸以下のとき。233,000 円 ク 200 戸を超え 300 戸以下のとき。287,000 円 ケ 300 戸を超えるとき。 306,000 円
		長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる基準にある場合(変更に係る確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの提出がある場合を除く。)の申請に対する審査の加算額	建築物 1 棟の認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数	ア 1 戸のとき。52,000 円 イ 1 戸を超え 5 戸以下のとき。133,000 円 ウ 5 戸を超え 10 戸以下のとき。211,000 円 エ 10 戸を超え 25 戸以下のとき。434,000 円 オ 25 戸を超え 50 戸以下のとき。795,000 円 カ 50 戸を超え 100 戸以下のとき。1,396,000 円 キ 100 戸を超え 200 戸以下のとき。2,618,000 円 ク 200 戸を超え 300 戸以下のとき。3,805,000 円 ケ 300 戸を超えるとき。 4,707,000 円

	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第2号又は第7号に掲げる基準に係る変更がある場合の申請に対する審査の加算額	建築物1棟の認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数	ア 1戸のとき。9,000円 イ 1戸を超え5戸以下のとき。14,000円 ウ 5戸を超え10戸以下のとき。22,000円 エ 10戸を超え25戸以下のとき。43,000円 オ 25戸を超え50戸以下のとき。57,000円 カ 50戸を超え100戸以下のとき。72,000円 キ 100戸を超え200戸以下のとき。129,000円 ク 200戸を超え300戸以下のとき。172,000円 ケ 300戸を超えるとき。215,000円	
50	長期優良住宅維持保全計画の認定を受けた者の地位の承継の承認申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条第1項に掲げる地位を承継した場合の申請に対する審査	申請に係る住宅1件につき	6,000円

議案第 1 1 2 号

都城市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

都城市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

都城市長 池 田 宜 永

都城市営住宅条例の一部を改正する条例

都城市営住宅条例（平成18年条例第245号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第1（第3条関係）									
団地名	所在	建設事業年度	構造	戸数	団地名	所在	建設事業年度	構造	戸数
(略)					(略)				
花木第3	都城市山之口町花木2405番地3	令和2	中層耐火5階建	40	花木第3	都城市山之口町花木2405番地3	令和2	中層耐火5階建	40
花木第4	都城市山之口町花木2353番地1	昭和48	簡易耐火平屋建	20			令和4	中層耐火5階建	40
	都城市山之口町花木2394番地1	昭和49	簡易耐火平屋建	20					
		昭和50	簡易耐火平屋建	20					
		昭和51	簡易耐火平屋建	4					
(略)					(略)				
別表第2（第3条関係）									
団地名	施設名	所在			団地名	施設名	所在		
(略)					(略)				
花木第3	(略)				花木第3	(略)			
花木第4	集会所	都城市山之口町花木2394番地1							
(略)					(略)				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表第1中花木第4の部及び別表第2中花木第4の項を削る改正規定は、令和4年12月27日から施行する。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、同項本文に規定する施行の日（以下「施行日」という。）以後の花木第3団地に係る入居者の決定に關し必要な手続その他の準備行為については、施行日前においても行うことができる。

議案第 112 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：土木部 住宅施設課】

条例名	都城市営住宅条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行日	令和 4 年 10 月 1 日 (一部令和 4 年 12 月 27 日)	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の 目的・背景	<p>山之口町に所在する花木第 3 団地及び第 4 団地においては、都城市公営住宅等長寿命化計画に基づき、平成 30 年度から、花木第 3 団地 29 棟 100 戸及び花木第 4 団地 16 棟 64 戸の簡易耐火平屋住宅（簡平住宅）を花木第 3 団地に集約し、中層耐火 5 階建住宅（中耐）2 棟 80 戸に建て替える事業を実施している。</p> <p>令和 3 年 2 月に R 2 - 1 棟が完成し、現在 R 4 - 2 棟を建設中であるところ、同棟が令和 4 年 9 月中に完成予定であり、また同棟完成後、花木第 4 団地入居者の住替え及び完了後の時期に当たる令和 5 年 1 月から、既存の簡平住宅 16 棟 64 戸及び花木第 4 集会所の解体撤去に着手する計画であるため、所要の改正を行うもの。</p>		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	<p>別表第 1 花木第 3 団地 「令和 4 中層耐火 5 階建 40」の項を加える。</p> <p>別表第 1 花木第 4 団地 「昭和 48 簡易耐火平屋建 20」を削る。 「昭和 49 簡易耐火平屋建 20」を削る。 「昭和 50 簡易耐火平屋建 20」を削る。 「昭和 51 簡易耐火平屋建 4」を削る。</p> <p>別表 2 「花木第 4 集会所」を削る。</p>		
関係する法令 及びその条項	<p>公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号） 公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号） 公営住宅法施行規則（昭和 26 年建設省令第 19 号）</p>		
制定改廃を要す る関係条例等	なし		
備考	なし		

議案第113号

都城市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

都城市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年9月2日提出

都城市長 池田 宜永

都城市都市公園条例の 一部を改正する条例

都城市都市公園条例（平成22年条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																
<p>(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)</p> <p>第36条 第9条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。</p> <p>(罰則)</p> <p>第38条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第10条第1項又は第3項(前条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者</p> <p>(2) 第14条(前条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者</p> <p>(3) 第18条第1項各号(前条において準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第1(第7条、第21条関係)</p> <p>1 都城運動公園の運動施設を利用する場合</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 設備器具</p> <table border="1" data-bbox="1177 1120 1372 2011"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>基礎額</th> <th>単位当たりの使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理棟</td> <td>1人 1回</td> <td>100円</td> <td>基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額	管理棟	1人 1回	100円	基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この	<p>(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)</p> <p>第36条 第2条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。</p> <p>(罰則)</p> <p>第38条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第10条第1項又は第3項(第36条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者</p> <p>(2) 第14条(第36条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者</p> <p>(3) 第18条第1項各号(第36条において準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第1(第7条、第21条関係)</p> <p>1 都城運動公園の運動施設を利用する場合</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 設備器具</p> <table border="1" data-bbox="1177 230 1372 1120"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>基礎額</th> <th>単位当たりの使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理棟</td> <td>1人 1回</td> <td>100円</td> <td>基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額	管理棟	1人 1回	100円	基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この
区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額														
管理棟	1人 1回	100円	基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この														
区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額														
管理棟	1人 1回	100円	基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この														

陸上陸上競技用具 （略）	陸上陸上競技用具 （略）				場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
競技場 （略）	競技場 （略）				
2～8（略）	2～8（略）				

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。（準備行為）
- 2 前項の規定にかかわらず、この条例による改正後の都城市都市公園条例の規定による指定管理者の指定に関する必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第 113 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：商工観光部 スポーツ政策課】

条例名	都城市都市公園条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行日	令和 5 年 4 月 1 日	制定年月	平成 22 年 12 月
制定改廃の 目的・背景	<p>令和 9 年開催の国民スポーツ大会・障害者スポーツ大会に向けて整備を行っている都城運動公園において、テニスコート 16 面を整備し、管理棟を新築することに伴い、管理棟内に設けるシャワー室の使用料を規定するため、所要の改正を行うもの。</p> <p>また、大会に向けて同じく整備を行っている山之口運動公園において、令和 7 年 4 月の公園全体の供用開始前においても、順次整備されていく諸施設の管理を指定管理者に行わせることができるよう、公園予定区域を設定するため、所要の改正を行うもの。</p>		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	<p>(1) 早水公園体育文化センター、高城運動公園、高崎総合公園におけるシャワー室の使用料を踏まえ、別表第 1 の 1 (4) に「1 人 1 回 100 円」の旨を規定。</p> <p>(2) 公園予定区域及び予定公園施設についての準用の範囲を指定管理に係る一連の規定を含むように拡大。</p> <p>(3) その他字句の修正</p>		
関係する法令 及びその条項	なし		
制定改廃を要する 関係条例等	なし		
備考	なし		

議案第114号

都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年9月2日提出

都城市長 池田 宜永

都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部を改正する条例

都城市都市公園以外の公園に関する条例（平成22年条例第43号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
<p>(利用時間及び休園日)</p> <p>第8条 別表第2第1号から第7号までに掲げる公園内の施設のうち有料のもの（以下「有料施設」という。）の利用時間及び休園日は、次の表のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。</p>		<p>(利用時間及び休園日)</p> <p>第8条 別表第2第1号から第6号までに掲げる公園内の施設のうち有料のもの（以下「有料施設」という。）の利用時間及び休園日は、次の表のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。</p>	
区分	利用時間	区分	利用時間
(略)		(略)	
川の駅公園	(略)	川の駅公園	(略)
関之尾緑のケビン、バンガロ	指定管理者が定める		
村	1月1日から1月3日 日まで及び12月29日 から12月31日まで		
自然環境活用センター	午前9時から午後10時 時まで		
テニスコート	同上		同上
プール	午前9時から午後4時 時まで		1月1日から7月19日 日まで及び9月1日 から12月31日まで
(略)		(略)	
<p>2 別表第2第1号から第7号までに掲げる公園内の施設のうち有料施設以外の施設の利用時間及び休園日は、次の表のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、</p>		<p>2 別表第2第1号から第6号までに掲げる公園内の施設のうち有料施設以外の施設の利用時間及び休園日は、次の表のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、</p>	

市長の承認を得て、これを変更することができる。

(略)

(使用料等の減免等)

第21条 別表第2第1号及び第7号に掲げる施設の利用に関し、別表第4に掲げる事由に該当するときは、使用料を徴収しない。ただし、公用又は公共的利用に該当する場合は、照明設備及び冷暖房設備に係る使用料は、徴収する。

2 別表第2第4号に掲げる施設のうち、活性化センター（宿泊料金、食事料金、洗濯機及び乾燥機に係る使用料を除く。）の利用に関し、市が公用で利用するときは、使用料を徴収しない。

3～5 (略)

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
(略)	
郡元地区親水公園	(略)
北前公園	都城市関之尾町6894番9
(略)	
折田代農村広場	(略)
関之尾緑の村	都城市関之尾町6615番
(略)	

別表第2 (第8条関係)

(1) 市民広場、山田第2運動公園、一堂ヶ丘公園運動広場及び芝公園

(略)

備考

1 単位が1時間の場合において、利用時間に単位未満の端数が生じるときは、30分以下の利用については0.5時間、

市長の承認を得て、これを変更することができる。

(略)

(使用料等の減免等)

第21条 別表第2第1号及び第6号に掲げる施設の利用に関し、別表第4に掲げる事由に該当するときは、使用料を徴収しない。ただし、公用又は公共的利用に該当する場合は、照明設備及び冷暖房設備に係る使用料は、徴収する。

2 別表第2第3号に掲げる施設のうち、活性化センター（宿泊料金、食事料金、洗濯機及び乾燥機に係る使用料を除く。）の利用に関し、市が公用で利用するときは、使用料を徴収しない。

3～5 (略)

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
(略)	
郡元地区親水公園	(略)
(略)	
折田代農村広場	(略)
(略)	

別表第2 (第8条関係)

(1) 市民広場、山田第2運動公園、一堂ヶ丘公園運動広場及び芝公園

(略)

備考

1 単位が1時間の場合において、利用時間に単位未満の端数が生じるときは、30分以下の利用については0.5時間、

30分を超える利用については1時間とみなして、上表の単位当たりの使用料の額を適用して計算する（第2号、第3号、第4号、第6号及び第7号において同じ。）。

2 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費等その名称のいかんを問わず、入場することについて徴収される入場の対価その他これに類するものをいう（第7号において同じ。）。

3 高校生には、高等専門学校に在学する者を含む（第6号及び第7号において同じ。）。

(2) (略)

(3) 関之尾緑の村

区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
ケ ビ ン	1泊	5,500円	基礎額と当該金額に消費税に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
休憩	同上	2,200円	同上

30分を超える利用については1時間とみなして、上表の単位当たりの使用料の額を適用して計算する（第2号、第3号、第5号及び第6号において同じ。）。

2 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費等その名称のいかんを問わず、入場することについて徴収される入場の対価その他これに類するものをいう（第5号及び第6号において同じ。）。

3 高校生には、高等専門学校に在学する者を含む（第5号及び第6号において同じ。）。

(2) (略)

バンガロー	夏期	1泊	同上	7,700円	同上
		休憩	同上	3,300円	同上
バンガロー	夏期以外	1泊	1人	440円	同上
		休憩	同上	160円	同上
バンガロー	夏期	1泊	同上	550円	同上
		休憩	同上	220円	同上
自然環境活用センター	午前9時から正午まで	1利用	1,200円	同上	
	午後1時から午後5時まで	同上	1,500円	同上	
センター	午後6時から午後10時まで	同上	1,800円	同上	
	午前9時から午後5時まで	同上	2,200円	同上	
センター	午後1時から午後10時まで	同上	3,000円	同上	
	午前9時から午後10時まで	同上	3,700円	同上	
プール		1回	100円	同上	
テニスコート		1面 1時間	400円	同上	
ケビン冷暖房設備		1時間	100円	同上	
テニスコート照明施設		1時間	500円	同上	
テニスネット、ハンドル		1組 1回	200円	同上	
テニスラケット、ボール		1組 1回	200円	同上	

備考

- 1 「夏期」とは、7月20日から8月31日までの期間をいう。
- 2 「泊」とは、午後3時から翌日の午前10時までの利用とする。

3 テニスラケット及びボールの利用については、1回の利用につき、ラケット4本以内、ボール4個以内とする。

- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)

- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議案第 114 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：商工観光部 みやこんじょPR課】

条例名	都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行日	令和 4 年 10 月 1 日	制定年月	平成 22 年 12 月
制定改廃の目的・背景	<p>令和 6 年のリニューアルに向けて、公園の整備を行っている関之尾公園において、令和 4 年 10 月から、関之尾緑の村のケビン、バンガロー、自然環境活用センター、テニスコートを解体、及びプールを閉鎖することに伴い、これらに係る条例中の規定を削る。</p> <p>また、北前公園についても、公園整備に伴って閉鎖することから、規定を削る。</p>		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>第 8 条第 1 項の表 「関之尾緑の村」を削る。</p> <p>別表第 1 「北前公園」及び「関之尾緑の村」を削る。</p> <p>別表第 2 「(3) 関之尾緑の村」を削る。 これに伴う号ずれについて改正。</p>		
関係する法令 及びその条項	なし		
制定改廃を要する 関係条例等	なし		
備考	なし		

議案第123号

令和3年度都城市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和3年度都城市一般会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出

都城市長 池田 宜永

議案第124号

令和3年度都城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和3年度都城市国民健康保険特別会計（事業勘定及び診療施設勘定）歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出

都城市長 池田 宜永

議案第125号

令和3年度都城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

令和3年度都城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出

都城市長 池田 宜永

議案第126号

令和3年度都城市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

令和3年度都城市公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出

都城市長 池田 宜永

議案第127号

令和3年度都城市整備墓地特別会計歳入歳出決算の認定について

令和3年度都城市整備墓地特別会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出

都城市長 池田 宜永

議案第128号

令和3年度都城市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和3年度都城市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出

都城市長 池田 宜永

議案第129号

令和3年度都城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和3年度都城市介護保険特別会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出

都城市長 池田 宜永

議案第130号

令和3年度都城市電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和3年度都城市電気事業特別会計歳入歳出決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出

都城市長 池田 宜永

議案第131号

令和3年度都城市水道事業会計決算の認定について

令和3年度都城市水道事業会計決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出

都城市長 池田 宜永

議案第132号

令和3年度都城市簡易水道事業会計決算の認定について

令和3年度都城市簡易水道事業会計決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出

都城市長 池田 宜永

議案第133号

令和3年度都城市御池簡易水道事業会計決算の認定について

令和3年度都城市御池簡易水道事業会計決算書(別冊)を監査委員の審査を経て、
地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出

都城市長 池田 宜永

議案第134号

令和3年度都城市公共下水道事業会計決算の認定について

令和3年度都城市公共下水道事業会計決算書（別冊）を監査委員の審査を経て、
地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出

都城市長 池田 宜永

議案第135号

令和3年度都城市農業集落排水事業会計決算の認定について

令和3年度都城市農業集落排水事業会計決算書(別冊)を監査委員の審査を経て、
地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付する。

令和4年9月2日提出

都城市長 池田 宜永

議案第136号

工事請負契約の締結について

防衛施設周辺民生安定施設整備事業 五十市地区体育館耐震補強・大規模改修（建築主体）工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年9月2日提出

都城市長 池田 宜永

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 防衛施設周辺民生安定施設整備事業 五十市地区体育館耐震補強・大規模改修（建築主体）工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 162,250,000円 |
| 4 契約の相手方 | 稲元・上村 特定建設工事共同企業体
代表者 都城市山田町山田3330番地の1
稲元建設 株式会社 |

議案第136号関係資料

防衛施設周辺民生安定施設整備事業 五十市地区体育館耐震補強・大規模改修（建築主体）工事

- 1 工事概要 五十市地区体育館の耐震補強・大規模改修に伴う建築主体工事
五十市地区体育館 鉄骨造一部コンクリートブロック造 平屋建
(建築面積 1,154.75㎡ 延床面積 1,113㎡)
- 2 予定価格 162,580,000円（消費税及び地方消費税込み）
147,800,000円（消費税及び地方消費税抜き）
- 3 落札価格 162,250,000円（消費税及び地方消費税込み）
147,500,000円（消費税及び地方消費税抜き）
- 4 落札率 99.79%
- 5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額(円)	摘要
稲元・上村 特定建設工事共同企業体（68:32）	147,500,000	落札

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

議案第137号

工事請負契約の締結について

乙房小校舎新增改築（建築主体）工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年9月2日提出

都城市長 池田 宜永

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 乙房小校舎新增改築（建築主体）工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 667,480,000円 |
| 4 契約の相手方 | 日興・内栢保・永倉 特定建設工事共同企業体
代表者 都城市丸谷町4985番地
日興建設 株式会社 |

議案第137号関係資料

乙房小校舎新增改築（建築主体）工事

1 工事概要 乙房小校舎新增改築に伴う建築主体工事

建物名称	構造	階数	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)
普通教室 特別教室棟	鉄筋コンクリート造	2階	1,116.24	1,825.42
渡り廊下A	鉄骨造	2階	72.94	-
渡り廊下B	鉄骨造	1階	43.7	-

2 予定価格 670,890,000円（消費税及び地方消費税込み）

609,900,000円（消費税及び地方消費税抜き）

3 落札価格 667,480,000円（消費税及び地方消費税込み）

606,800,000円（消費税及び地方消費税抜き）

4 落札率 99.49%

5 入札参加業者及び入札結果

入札参加業者	第1回入札金額（円）	摘要
日興・内戸保・永倉特定建設工事共同企業体 (50:30:20)	606,800,000	落札

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

議案第138号

議決事項の変更について

令和2年12月16日に議決された議案第149号「工事請負契約の締結について」の一部を下記のとおり変更する。

令和4年9月2日提出

都城市長 池田 宜永

記

契約の金額を次のように改める。

3 契約の金額 1, 183, 600, 000円

議案第149号

工事請負契約の締結について

都城市一般廃棄物最終処分場(第3期) 浸出水処理施設建設工事の施行に伴い、次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

都城市長 池田 宜永

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 都城市一般廃棄物最終処分場(第3期) 浸出水処理施設建設工事 |
| 2 契約の方法 | 総合評価一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 1,084,600,000円 |
| 4 契約の相手方 | クボタ環境・はやま 特定建設工事共同企業体
代表者 福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号
クボタ環境サービス株式会社 九州支店 |

都城市一般廃棄物最終処分場（第3期）浸出水処理施設建設工事

- 1 工事概要 一般廃棄物最終処分場（第3期）の浸出水処理施設建設工事
 浸出水処理施設 処理能力200m³/日
 機械設備工 N=一式
 電気計装設備工 N=一式
 土木・建築設備工 N=一式
- 2 予定価格 1,810,334,900円（消費税及び地方消費税込み）
 1,645,759,000円（消費税及び地方消費税抜き）
- 3 落札価格 1,084,600,000円（消費税及び地方消費税込み）
 986,000,000円（消費税及び地方消費税抜き）
- 4 落札率 59.91%

5 入札参加業者

入札参加業者	第1回入札金額（円）
クボタ環境・はやま 特定建設工事共同企業体	986,000,000
共和化工・浜広工業 特定建設工事共同企業体	1,160,000,000

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの金額である。

6 総合評価

項目	クボタ環境・はやま 特定建設工事共同企業体	共和化工・浜広工業 特定建設工事共同企業体
非価格要素 審査点	48.46点	41.93点
価格審査点	100.00点	73.63点
総合評価点	148.46点	115.56点
摘要	落札	

備考 総合評価点＝非価格要素審査点＋価格審査点

1 変更理由

浸出水処理計画の見直しを行ったところ、原水中の塩化物イオンが多く残留する可能性が高いことが判明した。

このことにより、当初の計画に比べ、設備の腐食及び劣化の進行が早まることが見込まれるため、これらに対応する仕様を変更すること等による費用を増額するもの。

2 変更内訳

工 種	変更内容	追加費用額 (円)
処理棟工事	仕様及び数量の変更	645,863
機械工事	仕様及び数量の変更	45,800,600
配管工事	仕様及び数量の変更	30,236,535
電気工事	仕様及び数量の変更	-230,959
外構工事	仕様及び数量の変更	-7,292,150
その他工事	仕様及び数量の変更	5,498,000
共通仮設費		1,870,000
現場管理費		3,250,000
一般管理費		10,222,111
合計 (税抜)		90,000,000
消費税及び地方消費税額		9,000,000
追加費用総計		99,000,000

3 追加費用総計

99,000,000円

議案第139号

権利の放棄について

次のとおり遺贈により生じた権利を放棄することについて、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年9月2日提出

都城市長 池田 宜永

1 遺言者

亡 日向市在住者（令和4年5月16日死去）

2 放棄する権利の内容

遺言者が所有していた次の不動産（土地3筆）について遺贈を受ける権利

(1) 所在 都城市下長飯町1590番1

地目 畑

地積 486㎡

(2) 所在 都城市梅北町10543番4

地目 山林

地積 510㎡

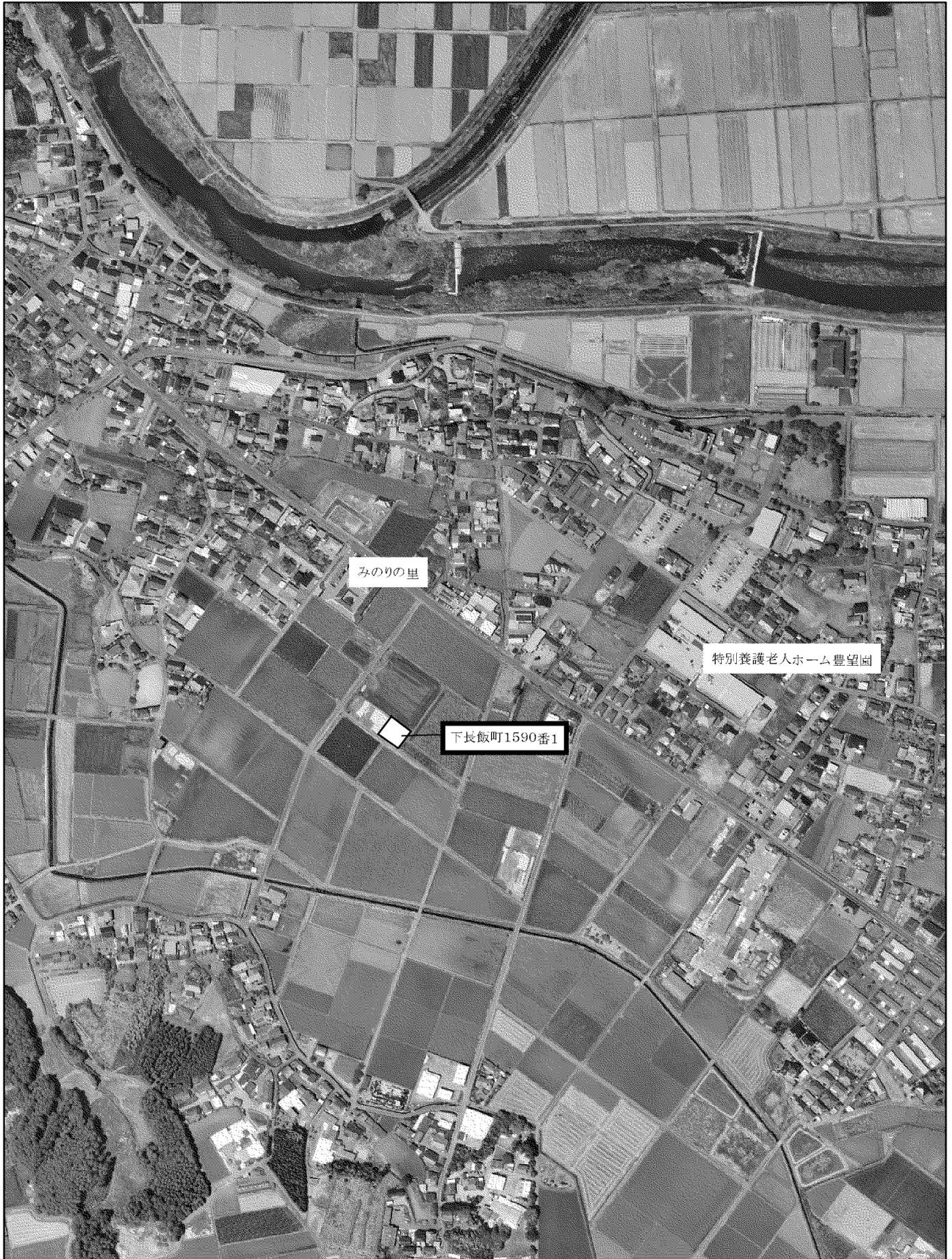
(3) 所在 都城市安久町4451番へ

地目 山林

地積 99㎡

3 放棄する理由

上記不動産については、いずれも公用又は公共用として有効に活用できる見込みが乏しく、本件遺贈を受けることは、市において新たな負担を生じることとなるため。



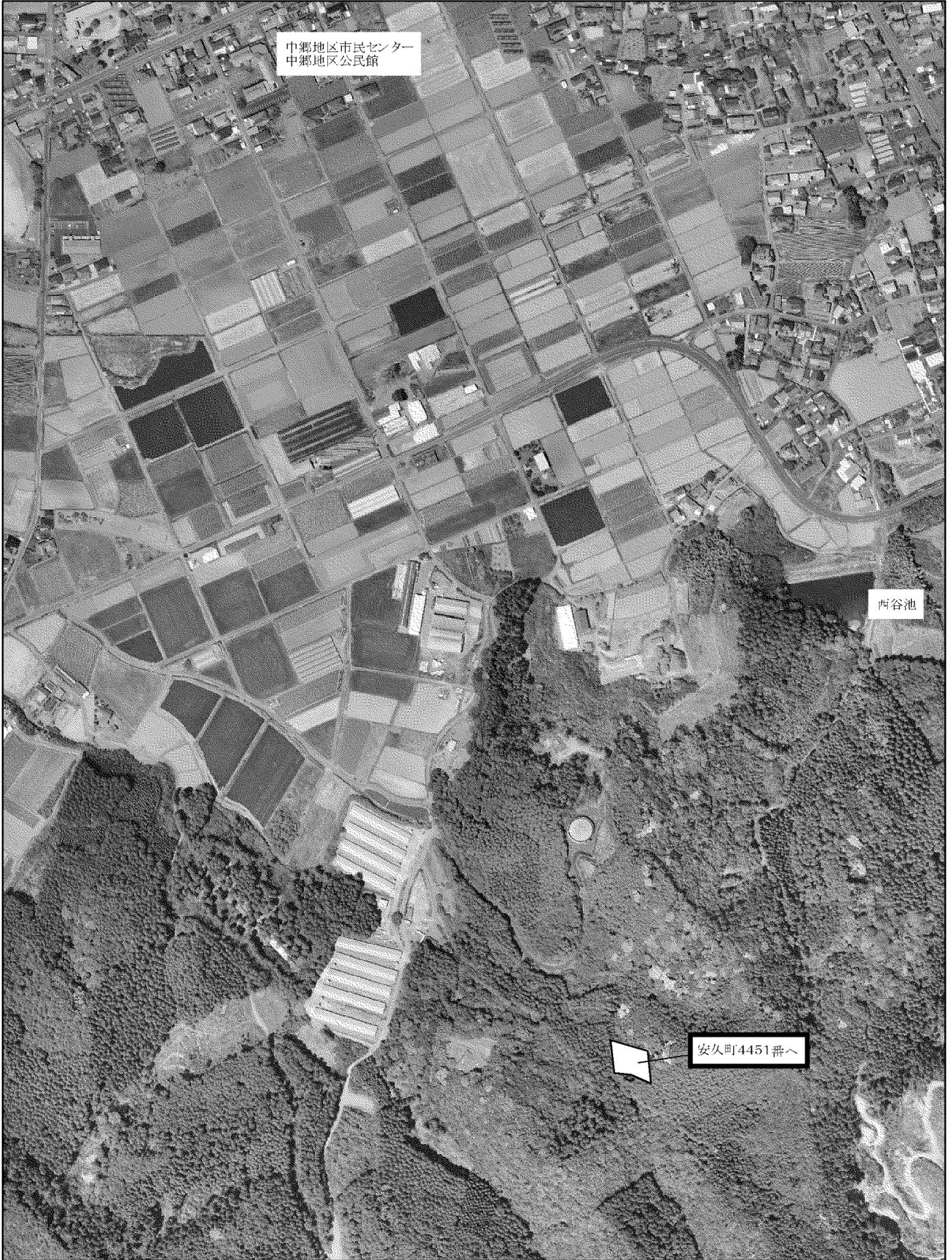
1:5,000

0 90 180 360m



1:5,000

0 90 180 360m



中郷地区市民センター
中郷地区公民館

西谷池

安久町4451番へ

1:5,000

0 90 180 360m

議案第140号

令和3年度都城市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和3年度都城市水道事業会計未処分利益剰余金431,988,071円のうち229,039,989円を組入資本金に加え、202,948,082円を減債積立金に積み立てることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年9月2日提出

都城市長 池田 宜永

議案第141号

令和3年度都城市御池簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和3年度都城市御池簡易水道事業会計未処分利益剰余金3,506,748円的全額を組入資本金に加えることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年9月2日提出

都城市長 池田 宜永

議案第142号

令和3年度都城市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和3年度都城市農業集落排水事業会計未処分利益剰余金7,118,998円的全額を組入資本金に加えることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年9月2日提出

都城市長 池田 宜永

議案第143号

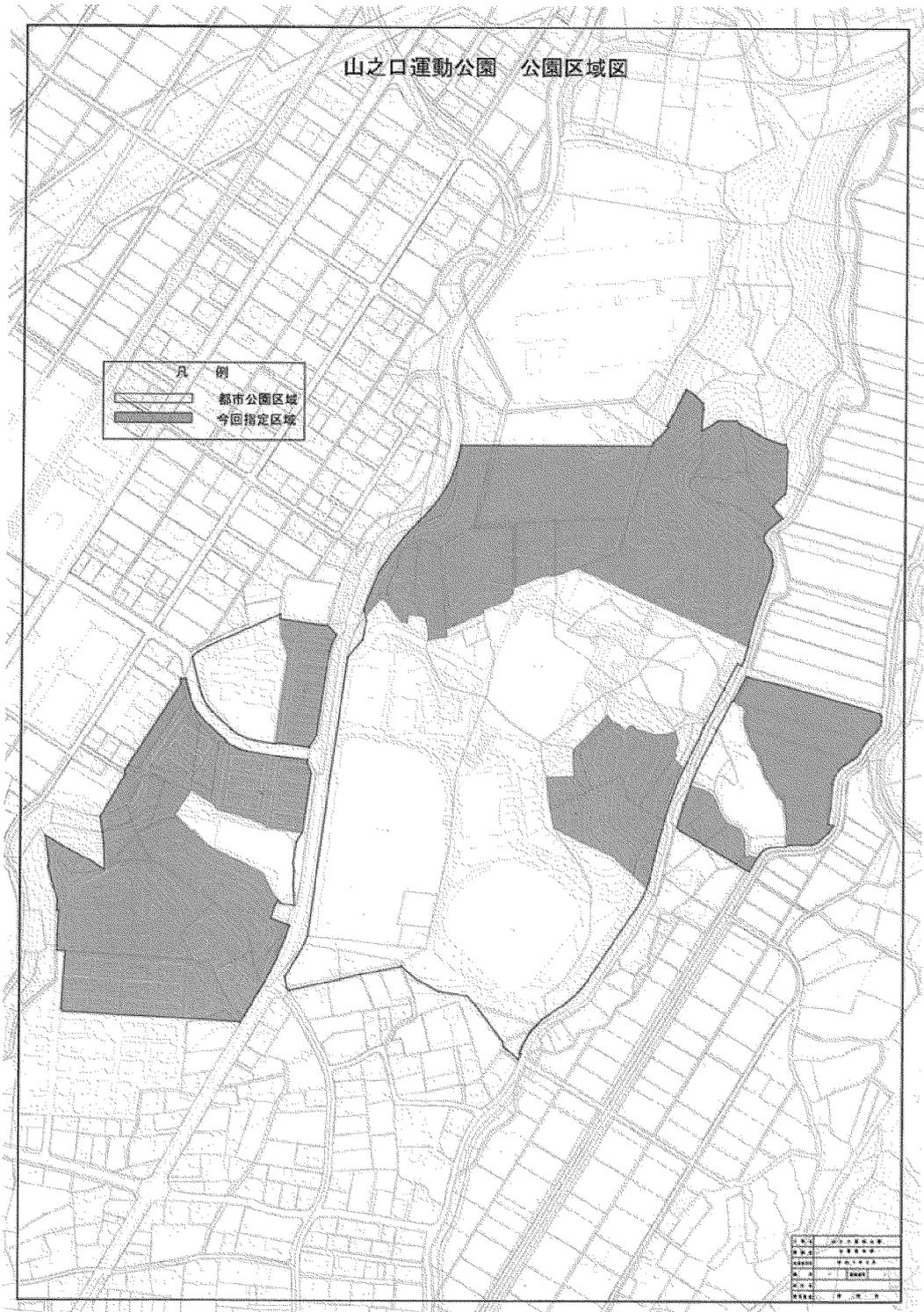
都市公園を設置すべき区域の決定について

都市公園法第33条第1項の規定に基づき都市公園を設置すべき区域を次のとおり定めるため、同条第5項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年9月2日提出

都城市長 池田 宜永

- 1 都市公園の名称 山之口運動公園
- 2 都市公園の区域 都城市山之口町花木字池平、字上平、字下平、字佐土原、字脇別府、字峯元、山之口町山之口字上平（別紙、公園区域図のとおり）
- 3 都市公園の種類 運動公園
- 4 都市公園の面積 約24ha
（うち、都市公園を設置すべき区域：約12.3ha）



議案第144号

都城市過疎地域持続的発展計画の改定について

都城市過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり改定することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項により準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年9月2日提出

都城市長 池田 宜永